

平成29年度  
福島町議会定例会  
9月会議議案

説明資料

福島町



平成29年度福島町議会定例会 9月会議議案説明資料 目次

議案 番号	件 名	頁
16	福島町いじめ防止等に関する条例の制定について	1
17	特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	13
18	福島町土地開発基金条例の廃止について	14
19	第5次福島町総合計画の変更について	15
20	北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について	20
21	北海道市町村総合事務組合理約の変更について	22
22	北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について	24
23	平成29年度福島町一般会計補正予算(第4号)	
	第3表地方債補正について	25
	事務事業別説明資料	26
	政策等調書・総合計画事業進行管理表	39
	図面	48
28	新平和橋架替(その2)工事請負契約の議決更正について	49



## 議案第 16 号関係

### 福島町いじめ防止等に関する条例の制定について

#### 1 条例の制定理由について

国は、平成 25 年 6 月に「いじめ防止対策推進法」を制定し、同年 6 月 28 日公布しました。当該法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長、人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命、心身に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、いじめ防止等の対策を総合的・効果的に推進するため、いじめ防止等の対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめ防止等に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめ防止等の対策の基本となる事項が定められています。

今回公布された法律においては、国に対して、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（いじめ防止基本方針）の策定を求めているとともに、地方公共団体に対しては、いじめ防止基本方針を参酌し、地域の実情に応じた同様の基本的な方針（地方いじめ防止基本方針）の策定に努めるよう求め、学校に対しては、いじめ防止基本方針、地方いじめ防止基本方針を参酌し、学校の実情に応じた同様の基本的な方針の策定を求めています。

以上から、町としてのいじめ防止等に関する条例を制定し、合わせていじめ防止基本方針を策定しようとするものです。

#### 2 条例制定に向けた協議経過等について

国のいじめ防止対策方針、北海道のいじめ防止条例・いじめ防止基本方針、渡島管内各町のいじめ防止条例を参考に、条例、いじめ防止基本方針（素案）を調整し、校長会・教頭会に素案を示して協議を行い、この結果等も踏まえながら、教育委員会会議で検討を加え条例（案）等を決定し、総合教育会議において町長との協議調整を行い、町としての条例（案）、いじめ防止基本方針（素案）を取りまとめ、総務教育常任委員会の調査を終えたものです。

### 3 北海道及び渡島管内町の条例等制定の状況について

区分	松前町	知内町	木古内町	七飯町	鹿部町	森町	八雲町	長万部町
条例	子どものいじめ防止条例 (H27.4.1)	無	いじめの防止に関する条例 (H27.4.1)	いじめ問題対策連絡協議会条例等 (H28.6)	無	子どものいじめ防止条例 (H27.10.1)	子どものいじめ防止条例 (H27.1.1)	子どもいじめ防止条例 (H28.4.1)
基本方針	有	無	有	有	無	有	有	有
国	いじめ防止対策推進法 (H25.6.28) いじめ防止等のための基本的な方針 (H25.10.1)							
道	北海道いじめ防止等に関する条例 (H26.4.1) 北海道いじめ防止基本方針 (H26.8.6)							

### 4 条例（案）の概要について

- 条例名 福島町いじめ防止等に関する条例
- 条文構成 第1章～第9章 全42条

#### (1) 主な条文の内容等

#### 第1条〔条例の目的〕

- いじめ防止等の対策を総合的・効果的に進め、児童等の尊厳を守るとともに、児童等が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境をつくることを目的としています。
- ☛ポイント
  - ・いじめが、児童等の教育を受ける権利を侵害し、心身の健全な成長等に重大な影響を与えるなどのおそれがあることから、いじめの防止等のための対策に関する基本理念や基本的な方針の策定などについて定めます。
  - ・いじめ防止等対策とは、いじめの未然防止、早期発見、早期解消などの取組のことをいいます。

## 第2条〔定義〕

■「いじめ」とは、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的・物理的な影響を与える行為で、その行為を受けた児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

■重大事態とは、①いじめにより児童等の生命・心身・財産に重大な被害が生じたとき、②いじめにより児童等が相当の期間、学校（年間30日間を目安）を欠席することを余儀なくされている状態のことをいいます。

### ☛ポイント

- ・一定の人間関係とは、同じ学校・学級や部活動、塾など、児童等がかかわっている仲間や集団などの関係をいいます。
- ・インターネットを通じて行われるものも含まれます。
- ・行為がいじめに当たるかどうかは、いじめられた児童等の立場に立って考えることが大切です。

## 第3条〔基本理念〕

■学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。

■いじめが心身に及ぼす影響など、いじめの問題に関する児童等の理解を深めるようにします。

■学校、家庭、地域、行政等が相互に連携協力し、社会全体でいじめの問題を克服することを目指します。

### ☛ポイント

- ・いじめの芽はどの児童等にも生じ得るという緊張感を持つことが大切です。
- ・いじめを放置したりしないようにすることが大切です。
- ・いじめを受けた児童等に非はないとの認識に立つことが大切です。

## 第4条〔いじめの禁止〕

■児童等はいかなる理由があってもいじめを行ってははいけません。

### ☛ポイント

- ・児童等は、どのような理由があっても、いじめは絶対に許されることではない、行ってはいけないことを理解することが大切です。

## 第5条〔町の責務〕

■いじめ防止等のための施策を策定します。

## 第6条〔学校、教職員の責務〕

■学校全体でいじめの未然防止や早期発見に取り組めます。

■児童等がいじめを受けていると思われるときは、その児童等を徹

底して守り通し、早期解決に努めます。

- 児童等一人一人の個性についての理解を深め、児童等との信頼関係を築きます。

☛ポイント

- ・いじめの未然防止や早期発見、早期解消を図るためには組織的に対応することが大切です。
- ・教職員の言動が児童等に大きな影響力を持つという認識を深めることが大切です。

### 第7条〔保護者の責務〕

- 児童等がいじめを行うことのないよう、規範意識や他人を思いやる心を養うよう努めます。

- 児童等がいじめを受けた場合には、いじめから保護します。

- 学校や教育委員会が行ういじめの防止等のための取組に協力するように努めます。

☛ポイント

- ・保護者の言動が児童等に大きな影響力を持つという認識を深めることが大切です。
- ・家庭教育の自主性が尊重されるべきであることは変わりありません。

### 第8条〔町民、事業者の役割〕

- 児童等と触れ合う機会を大切にし、児童等を見守るとともに、関係者と連携協力して児童等が健やかに成長できる環境づくりに努めます。

- いじめが行われ、又はその疑いがあるときは、学校へ連絡するなど、学校に協力するよう努めます。

☛ポイント

- ・「事業者」とは、町内で事業活動を行う個人、法人、団体のことです。
- ・事業者には、児童等にかかわる事業をとおして、いじめの未然防止、早期発見への協力を期待しています。

### 第10条〔福島町いじめ防止基本方針〕

- 町は、いじめ防止等の対策に関する基本方針を定めます。

### 第11条〔学校いじめ防止基本方針〕

- いじめ防止等の対策に関する基本的な方針を定めます。



## 第 12 条〔学校におけるいじめ防止〕

- いじめを防止するため、道徳教育や体験活動等の充実、いじめが起きないようにする予防的な指導を推進します。

## 第 13 条〔いじめの早期発見のための措置〕

- いじめの早期発見のため、児童等への定期的なアンケート調査等によりいじめの有無を把握します。

## 第 15 条〔インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進〕

- インターネットを通じて行われるいじめについて、情報化の進展状況を踏まえ、学校、児童等、保護者に対して必要な啓発活動を行います。

## 第 17 条〔学校におけるいじめ防止等の対策のための組織〕

- いじめ防止等に関する取組を実行的に行うため、複数の教職員、必要に応じて参加する心理、福祉等の専門的な知識を有する者で構成される組織を置きます。

## 第 18 条〔いじめに対する措置〕

- いじめがあると思われるときは、いじめの事実の有無の確認とその結果を教育委員会に報告します。
- いじめがあったことが確認されたときは、いじめを受けた児童等に対する支援、保護者に対する情報提供や支援及びいじめを行った児童等に対する指導、保護者に対する助言を行います。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであるときは警察署と連携して対処します。
- 児童等の生命、心身、財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには直ちに警察署に通報します。

## 第 21 条〔重大事態の発生に係る報告〕

- 重大事態が発生した疑いがある場合、児童等や保護者から申し出があった場合には、教育委員会を通じて町長に報告します。

## 第 22 条〔教育委員会による対処〕

- 重大事態の報告などを受けたとき、いじめ防止等対策推進委員会において事実関係を把握し、いじめを受けた児童等や保護者へ事実関係等を情報提供し、町長へ調査結果を報告します。

### 第 23 条〔町長等による対処〕

- 町長は、第 22 条の調査結果について、必要があるときはいじめ調査委員会において再調査を実施します。いじめを受けた児童等や保護者へ調査結果等を情報提供し、議会へ調査結果を報告します。

### 第 24 条〔設置〕

- 法律第 14 条第 1 項の規定により、いじめの防止等に関する機関・団体との連携を図るため、福島町いじめ問題対策連絡協議会を設置します。

### 第 25 条〔設置〕

- 法律第 14 条第 3 項の規定により、教育委員会の附属機関として、いじめ防止等対策の推進に関する重要事項を調査審議するため、福島町いじめ防止等対策推進委員会を設置します。

### 第 34 条〔設置〕

- 法律第 24 条第 1 項の規定により、町長の附属機関として、福島町いじめ調査委員会を設置し、教育委員会が行う重大事態に関する調査の結果報告について、必要な場合に再調査を実施する。

#### (2) 規則（案）

- ・福島町いじめ防止等に関する条例の施行に関する規則（案）  
……後掲のとおり

## 5 町立学校の「学校いじめ防止基本方針」の策定状況等について

各学校のいじめ防止基本方針の策定状況等については、次のとおりとなっています。

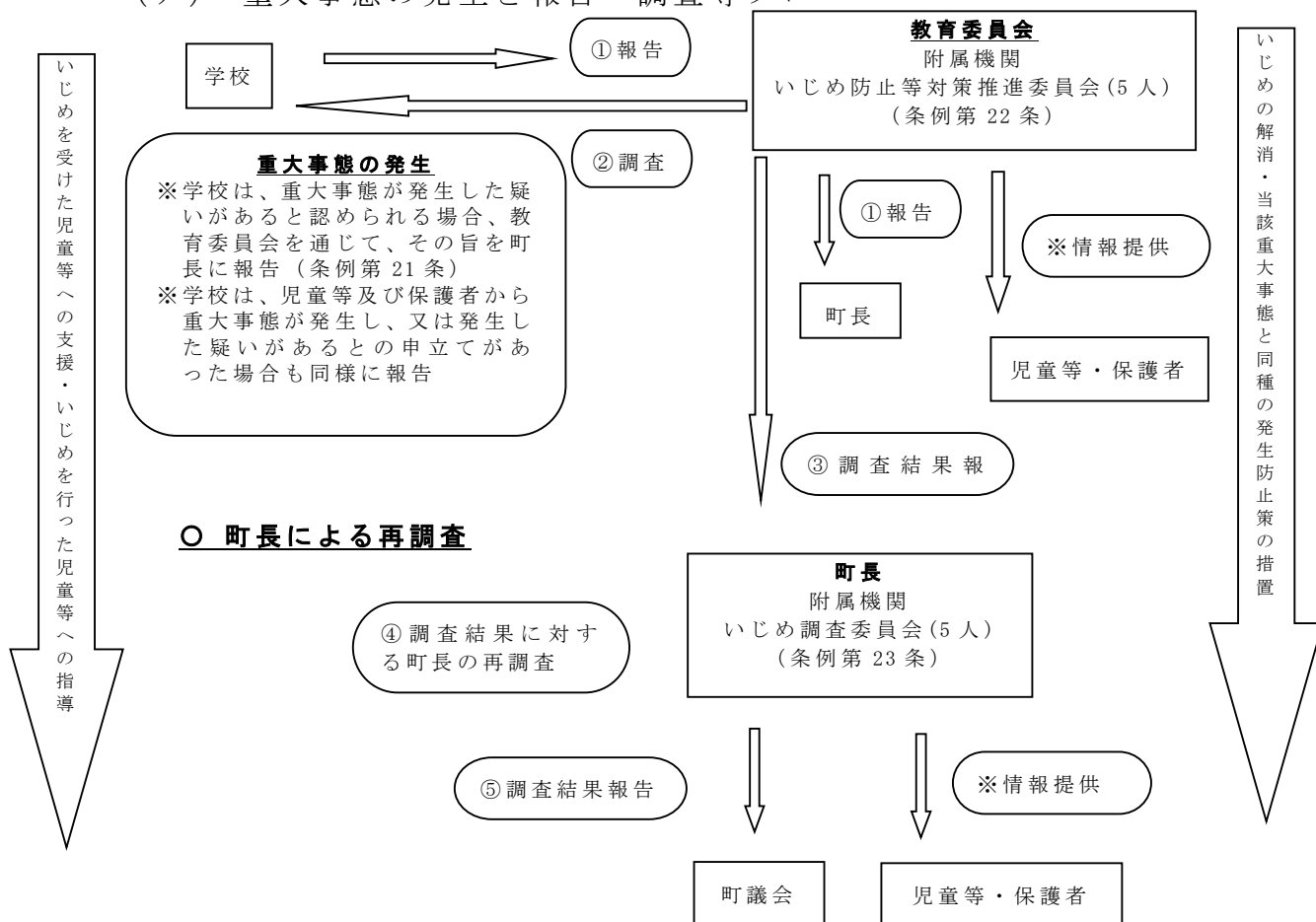
区 分	吉岡小学校	福島小学校	福島中学校
①策定年月日	平成 26 年 2 月 4 日	平成 26 年 1 月	平成 26 年 4 月 1 日
②いじめ防止対策委員会体制	○構成員 校長、教頭、生徒指導部代表、養護教諭、該当担任（基本的には全職員で対応）	○構成員 校長、教頭、生徒指導部、養護教諭、特別支援コーディネーター	○構成員 校長、教頭、生徒指導部、養護教諭、特別支援コーディネーター、学年代表
③いじめ防止対策委員会の開催状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H26 年度 3 回</li> <li>・ H27 年度 3 回</li> <li>・ H28 年度 3 回</li> <li>・ H29 年度 1 回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H26 年度 2 回</li> <li>・ H27 年度 2 回</li> <li>・ H28 年度 2 回</li> <li>・ H29 年度 0 回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H26 年度 6 回</li> <li>・ H27 年度 6 回</li> <li>・ H28 年度 10 回</li> <li>・ H29 年度 1 回</li> </ul>
④これまでに講じたいじめ把握のために行っている対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年 3 回のアンケート調査（5・10・12 月）</li> <li>・ 児童実態交流会（6・11 月）や学級経営反省時（8・1 月）に児童の現状、指導について情報交換、話し合いを行っている。</li> <li>・ 児童登校時の校長との挨拶・会話（毎朝）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめの把握のためのアンケート調査を年 2 回実施</li> <li>・ 教育相談時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめアンケートによる実態把握</li> <li>・ 生徒指導交流会実施による共通理解</li> <li>・ 定期的な教育相談による信頼関係づくり</li> <li>・ 毎日の生徒観察と生徒理解の徹底</li> <li>・ 生徒主催の全校集会実施によるいじめ撲滅運動</li> </ul>

※平成 29 年 5 月 1 日現在の調査であること。

## 6 福島町いじめ防止基本方針について

いじめ防止推進法第12条、福島町いじめ防止等に関する条例(案)第10条により、福島町いじめ防止基本方針を条例制定後速やかに策定します。本条例、第5章「重大事態への対処(条例第21条～第23条)」に基づく、調査・報告、いじめの解消、再発防止の内容を図示します。

### (ア) 重大事態の発生と報告・調査等フロー



○調査は、事実関係を明らかにするために行う。

「事実関係を明らかにする」とは、重大事態に至る要因となったいじめが、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童等の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対処したかなど、事実関係を、可能な限り明確にすることである。

○この調査は、民事・刑事上の責任追及など、訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校や教育委員会が重大事態の解決を目指し、事実に向き合うことと、同種の事態の発生防止を図るも

のである。

○学校や教育委員会は、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

(イ) その他

重大事態とは、法第 28 条に規定されているとおり、①いじめにより児童等の生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、②いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときです。

○①の「生命、心身、財産に重大な被害」については、

- ・児童等が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）
- ・心身に重大な傷害を負った場合
- ・金品等の重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合などが該当します。

○②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安としますが、児童等が一定期間、連続して欠席しているような場合には、目安にかかわらず、迅速に対応します。

- ・調査の主体を設置者または学校とするかは、学校の設置者の判断によります。
- ・附属機関の構成員については、当該事案の関係者と利害関係のない者とします。

## 福島町いじめ防止等に関する条例の施行に関する規則（案）

### 目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 重大事態への対処（第2条・第3条）
- 第3章 福島町いじめ問題対策連絡協議会（第4条－第9条）
- 第4章 雑則（第10条）

#### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 この規則は、福島町いじめ防止等に関する条例（平成29年福島町条例第〇号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 第2章 重大事態への対処

##### （学校における重大事態の発生に係る報告）

第2条 条例第21条の規定による報告は、別記様式の重大事態発生に係る報告書によらなければならない。

##### （学校における重大事態に係る調査結果の報告）

第3条 条例第22条第3項の規定による調査の結果報告は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- (1) 重大事態に係る事実関係
- (2) 重大事態への学校、教職員の対応
- (3) 重大事態に対し教育委員会、学校が講じた措置
- (4) 教育委員会、学校が、同種の事態の発生防止のために講ずる措置

#### 第3章 福島町いじめ問題対策連絡協議会

##### （所掌事項）

第4条 条例第24条第1項の規定により設置する福島町いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) いじめ防止等に関する機関・団体との連携に関する事項
  - (2) いじめ防止等の対策に関する事項
  - (3) その他いじめ防止等の施策の推進に必要な事項
- （組織）

第5条 連絡協議会は、委員8人以内で組織する。

(委員)

第6条 連絡協議会は、町長、教育委員会の事務部局、北海道警察、学校、の職員など、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

(1) 児童等の保護者の代表者

(2) 地域福祉団体の代表者

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、福島町いじめ調査委員会の委員と兼ねることはできない。

(会長、副会長)

第7条 連絡協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長や副会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 連絡協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、条例第24条第1項の目的を達成するため、必要と認めるとき、第6条第1項に規定する関係機関等以外の者に出席を求めて意見を聴くことができる。

(会長への委任)

第9条 この章に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

#### 第4章 雑則

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

重大事態発生に係る報告書

年 月 日

福島町長 様

学校名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

校長名 \_\_\_\_\_ 印

福島町いじめ防止等に関する条例第21条の規定により次のとおり報告します。

重大事態の種別	
<input type="checkbox"/>	いじめにより在席児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が発生する疑いがある。
<input type="checkbox"/>	いじめにより在席する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある。
<input type="checkbox"/>	在席する児童生徒又はその保護者から重大事態が発生した又は発生した疑いがあるとの申立てがあった。

(ふりがな) いじめを受けた 児童生徒の氏名	( )	性別		生年月日	
		学年	年		
(ふりがな) 保護者の氏名	( )	住所			
認知日時	年 月 日 ( 曜日) 時 分				
重大事態の概要					
いじめを受けた 児童生徒の現状					
	(不登校の場合) 報告日における欠席日数 日				
認知後の学校の 対応					
警察等関係機関 への対応					
報道の有無					
児童生徒・保護 者から重大事態 が発生した等の 申立ての内容					

注1 「認知日時」の欄は、重大事態発生の疑いがあることを認知した日時又は在籍する児童生徒・保護者から重大事態が発生した等の申立てがあった日時を記載してください。

2 「重大事態の概要」欄は、いじめの態様等報告時に把握している事実関係を記載して下さい。



## 議案第 17 号関係

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

### 1. 提案の理由について

福島町いじめの防止等に関する条例の制定に伴い、いじめ問題対策連絡協議会委員及びいじめ防止等対策推進委員会委員並びにいじめ調査委員会委員を新たに加えるために、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものです。

### 2. 改正の内容について

同条例別表第 1 中、日額支給委員の職名欄に「いじめ問題対策連絡協議会委員」及び「いじめ防止等対策推進委員会委員」並びに「いじめ調査委員会委員」を報酬額等欄に「5,000 円」を追加するものです。

### 3. 施行期日について

平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

## 議案第18号関係

### 福島町土地開発基金条例の廃止について

#### 1 廃止の理由について

土地開発基金は、国の政策によりバブル期の社会経済の著しい発展に伴い、自治体が諸事業を実施するうえで土地の取得が困難な現状に鑑み、土地の先行取得のための基金制度創設に必要な財源の一部を地方交付税で措置したことにより、平成3年度に基金条例を設置したものであります。

土地開発基金は、原資を積立し、その原資により町の土地需要計画に基づき土地を先行取得してまいりました。

しかしながら、その後の景気低迷により土地価格も下落の一途を辿り、現在では諸事業実施に伴う土地の先行取得はその意義を失っております。

このような現状を踏まえ、土地開発基金を廃止し、現金は一般会計に繰入れし、土地も普通財産として引継ぎ、他の町有地と合わせ適切な管理を行うものであります。

#### 2 土地開発基金の状況について

29.3.31 現在

区 分	現 金	土 地
H 2 8 年度末残高	62,428,000 円	5 筆 1,000.69 m <sup>2</sup> ・月崎 23-1 (85.36 m <sup>2</sup> ) ・月崎 10-1 (83.56 m <sup>2</sup> ) ・月崎 10-2 (56.70 m <sup>2</sup> ) ・月崎 6-1 ( 9.06 m <sup>2</sup> ) ・福島 559-2 (766.01 m <sup>2</sup> )

#### 3 施行期日について

公布の日から施行します。

## 議案第19号関係

### 第5次福島町総合計画の変更について

#### 1 変更の目的について

平成29年度定例会6月会議において議決された本計画について、平成29年度以降の事業内容に変更が生じたため、第5次福島町総合計画における前期実施計画の一部を変更するものであります。

#### 2 前期実施計画（平成28年度～平成31年度）の変更について

前期実施計画について、事業件数138件、事業費総額4,528,290千円となっているものに、新規事業4件、事業費217,800千円を増額、変更の生じた4事業に係る事業費を79,500千円増額し、総事業費を4,825,590千円に変更するものであります。

なお、財源の主な内訳は、国・道支出金が31,900千円を増額、地方債が128,400千円を増額、その他財源が41,000千円を増額、町の持ち出しとなる一般財源が96,000千円を増額となっております。

##### (1) 総事業費等の変更について

(単位：件、千円)

区分	件数	総事業費	財源内訳			
			国・道支出金	地方債	その他	一般財源
変更前	138	4,528,290	929,300	1,883,500	569,350	1,146,140
変更後	142	4,825,590	961,200	2,011,900	610,350	1,242,140
増減	4	297,300	31,900	128,400	41,000	96,000

(2) 変更区分の概要について

(単位:件、千円)

変更理由	区分	件数	総事業費	財源内訳			
				国・道 支出金	地方債	その他	一般財源
①新規に登載となった事業	変更前	0	0	0	0	0	0
	変更後	4	217,800	31,900	133,200	0	52,700
	増 減	4	217,800	31,900	133,200	0	52,700
②事業費等に変更が生じた事業	変更前	4	481,600	105,600	158,200	200,700	17,100
	変更後	4	561,100	105,600	153,400	241,700	60,400
	増 減	0	79,500	0	-4,800	41,000	43,300
③事業費等に変更がない事業	変更前	134	4,046,690	823,700	1,725,300	368,650	1,129,040
	変更後	134	4,046,690	823,700	1,725,300	368,650	1,129,040
	増 減	0	0	0	0	0	0
	変更前						
	変更後						
	増 減						
	変更前						
	変更後						
	増 減						
合 計	変更前	138	4,528,290	929,300	1,883,500	569,350	1,146,140
	変更後	142	4,825,590	961,200	2,011,900	610,350	1,242,140
	増 減	4	297,300	31,900	128,400	41,000	96,000

(3) 施策体系別の変更について

(単位:件、千円)

基本方向	項目	変更前		変更後		増減		
		件数	総事業費	件数	総事業費	件数	総事業費	
産業再生による雇用創出・次世代を担うリーダー等の育成	水産業・水産加工業	12	696,400	12	718,400	0	22,000	
	農業	2	10,000	2	10,000	0	0	
	林業	5	158,800	5	158,800	0	0	
	商工業、地場産品	4	372,400	4	413,400	0	41,000	
	観光・交流	12	176,200	12	182,200	0	6,000	
	産業創造と雇用労働対策	6	208,800	6	208,800	0	0	
	小計	41	1,622,600	41	1,691,600	0	69,000	
	町民の安全安心な暮らし・がん予防対策の充実	保健予防、健康づくり	3	49,600	3	49,600	0	0
		地域医療	2	17,700	2	17,700	0	0
		地域福祉	3	26,400	3	26,400	0	0
		高齢者の福祉	5	170,900	5	170,900	0	0
		小計	13	264,600	13	264,600	0	0
	豊かな環境と若者等の定住対策・子育て環境の充実	土地利用	1	12,900	1	12,900	0	0
自然保護、環境共生		0	0	0	0	0	0	
公園・緑地、景観、環境美化		1	98,600	1	98,600	0	0	
ごみ処理、リサイクル		1	32,600	1	32,600	0	0	
水道、排水・し尿処理		9	348,800	9	348,800	0	0	
道路網		11	520,800	13	710,600	2	189,800	
公共交通、情報通信		3	35,600	3	35,600	0	0	
住宅		11	754,500	12	779,500	1	25,000	
児童福祉、子育て支援		3	101,900	3	101,900	0	0	
火葬場、墓地		0	0	0	0	0	0	
防災		4	71,400	4	71,400	0	0	
消防・救急		9	138,800	9	138,800	0	0	
交通安全・防犯		2	27,920	2	27,920	0	0	
小計	55	2,143,820	58	2,358,620	3	214,800		
学び合い、たくましい人を育てる	生涯学習(推進体制)	0	0	0	0	0	0	
	幼児教育、学校教育	12	303,310	12	313,810	0	10,500	
	スポーツ	2	4,800	2	4,800	0	0	
	芸術文化、文化財	2	3,000	2	3,000	0	0	
	地域間交流、国際化	1	8,300	1	8,300	0	0	
	小計	17	319,410	17	329,910	0	10,500	
協働のまちづくり・行財政運営の充実	コミュニティ	1	16,800	1	16,800	0	0	
	広報・広聴、情報発信	2	14,710	2	14,710	0	0	
	行政運営	8	143,750	9	146,750	1	3,000	
	財政運営	1	2,600	1	2,600	0	0	
	小計	12	177,860	13	180,860	1	3,000	
総合計		138	4,528,290	142	4,825,590	4	297,300	

(4) 事業費等に変更が生じた事業について

(単位：千円)

基本方向	項目	事業名	変更の内容	区分	事業年度	総事業費	財源内訳				
							国・道支出金	地方債	その他	一般財源	
産業再生による雇用創出・次世代を担うリーダー等の育成(産業・人財育成)	水産業・水産加工業	新たな陸上養殖技術の開発による販売アップビブラント化事業 H28 飼育管理、試験飼育棟建設ほか H29 飼育管理、養殖加工施設建設 H30 飼育管理、加工品開発	実施設計業務完了による事業内容精査に伴う変更 ※H29年度事業費 変更前 126,400千円 変更後 148,400千円	変更前	H28～H30	182,100	105,600	58,700	700	17,100	
				変更後	H28～H30	204,100	105,600	58,700	700	39,100	
				増減		22,000	0	0	0	22,000	
商工業、工場産品	福島町がらるる地元企業等応援事業 H29～H31・展望 施設投資助成金、雇用奨励助成金外 【変更後のH29年度事業費の内訳】 施設投資助成金 120,000千円 特別雇用奨励助成金 2,000千円 外国人技能実習生受入助成金 9,000千円	平成29年度施設投資助成金 助成見込額の増加に伴う変更 ※H29年度事業費 変更前 90,000千円 変更後 131,000千円	変更前	H29～H31	190,000	0	0	190,000	0		
			変更後	H29～H31	231,000	0	0	231,000	0		
			増減		41,000	0	0	41,000	0		
観光・交流	伊能忠敬記念公園整備事業 H29 設計業務、記念碑建立、公園整備	実施設計業務完了による事業内容精査に伴う変更 ※H29年度事業費 変更前 43,000千円 変更後 49,000千円	変更前	H29	43,000	0	33,000	10,000	0		
			変更後	H29	49,000	0	38,600	10,000	400		
			増減		6,000	0	5,600	0	400		
学び合い、たくましい人を育てる(教育・文化)	教員住宅改修事業 H29 実施設計 H29～H31 教員住宅ユニットバス化、水洗化	実施設計業務完了による事業内容精査に伴う変更 ※H29年度事業費 変更前 23,500千円 変更後 27,000千円	変更前	H29～H31	66,500	0	66,500	0	0		
			変更後	H29～H31	77,000	0	56,100	0	20,900		
			増減		10,500	0	-10,400	0	20,900		
合 計							481,600	105,600	158,200	200,700	17,100
変更前							561,100	105,600	153,400	241,700	60,400
変更後							79,500	0	-4,800	41,000	43,300

(5) 新規に登載となった事業について

(単位：千円)

基本方向	項目	事業名	事業内容	事業主体	事業年度	総事業費	財源内訳			
							国・道支出金	地方債	その他	一般財源
豊かな環境と若者等の定住対策・子育て環境の充実(生活環境・定住対策)	道路網	町道福島月崎幹線整備事業	背向屈折状となっている箇所を改善し、地域住民の利便性向上と交通の安全確保を図る。 H29 測量設計、物件調査 H30 用地等補償、本工事 L=103.0m、W=16m・7m	町	H29～H30	138,900	23,300	97,500	0	18,100
		町道公営住宅線歩道拡幅事業	狭隘で危険な状態にある旧給食センターから福島小学校までの間の歩道を拡幅し、児童・生徒の通学の安全を確保する。 H29 測量設計 H30 本工事 L=166.0m H31 本工事 L=153.0m	町	H29～H31	50,900	8,600	35,700	0	6,600
	住宅	定住促進住宅整備事業	若者等の定住を促進するため、定住促進住宅(10戸)を整備 H29 用地購入 A=9,949.11㎡(実測面積) ※H30年以降の事業(造成、実施設計、住宅建設)については、H29「リング」作業において登載。	町	H29	25,000	0	0	0	25,000
協働のまちづくり・行政運営の充実(住民活動、行政)	行政運営	町有財産管理事業	イベント物品保管倉庫兼車庫用建物の購入 H29 倉庫購入 A=312.48㎡	町	H29	3,000	0	0	0	3,000
				合 計			217,800	31,900	133,200	0

## 議案第20号関係

### 北海道市町村職員退職手当組合同規約の変更について

#### 1 提案の理由について

北海道市町村職員退職手当組合の構成する団体のうち、「西胆振消防組合」が火葬場に関する事務の追加による名称変更、及び「江差町ほか2町学校給食組合」を構成する3町のうち、厚沢部町が平成29年7月31日付けで脱退による名称変更が生じたので、北海道市町村職員退職手当組合同規約別表の変更するものであります。

- (1) 平成29年6月1日付けの名称変更  
「西胆振消防組合」から「西胆振行政事務組合」
- (2) 平成29年8月1日付けの名称変更  
「江差町ほか2町学校給食組合」から「江差町・上ノ国町学校給食組合」

#### 2 内容について

別表 新旧対照表のとおりです。

#### 3 施行期日について

この規約は、地方自治法第286条第1項の総務大臣許可の日から施行します。

#### 別表

北海道市町村職員退職手当組合同規約の一部を変更する規約新旧対照表

改正前		改正後	
本則附則 略		本則附則 略	
別表 組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合		別表 組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合	
(1) 市町村 (略)		(1) 市町村 (略)	
(2) 一部事務組合及び広域連合		(2) 一部事務組合及び広域連合	
区分	一部事務組合及び広域連合	区分	一部事務組合及び広域連合
石狩管内及び渡島管内	(略)	石狩管内及び渡島管内	(略)
檜山管内	北部桧山衛生センター組合、南部桧山衛生処理組合、 <u>江差町ほか2町学校給食組合</u> 、檜山広域行政組合	檜山管内	北部桧山衛生センター組合、南部桧山衛生処理組合、 <u>江差町・上ノ国町学校給食組合</u> 、檜山広域行政組合
後志管内～オホーツク管内	(略)	後志管内～オホーツク管内	(略)
胆振管内	<u>西胆振消防組合</u> 、胆振東部消防組合、安平・厚真行政事務組合、胆振東部日高西部衛生	胆振管内	<u>西胆振行政事務組合</u> 、胆振東部消防組合、安平・厚真行政事務組合、胆振東部日高西部



	組合		衛生組合
日高管内～	(略)	日高管内～	(略)

## 議案第 2 1 号関係

### 北海道市町村総合事務組合理約の変更について

#### 1 提案の理由について

北海道市町村総合事務組合の構成する団体のうち、「西胆振消防組合」が火葬場に関する事務の追加による名称変更、及び「江差町ほか2町学校給食組合」を構成する3町のうち、厚沢部町が平成29年7月31日付けで脱退による名称変更が生じたので、北海道市町村総合事務組合理約別表第1（第2条関係）及び別表第2（第3条関係）の変更するものであります。

(1) 平成29年6月1日付けの名称変更

「西胆振消防組合」から「西胆振行政事務組合」

(2) 平成29年8月1日付けの名称変更

「江差町ほか2町学校給食組合」から「江差町・上ノ国町学校給食組合」

#### 2 内容について

別表 新旧対照表のとおりです。

#### 3 施行期日について

この規約は、地方自治法第286条第1項の総務大臣許可の日から施行します。

#### 別表

##### 北海道市町村総合事務組合理約の一部を変更する規約新旧対照表

改正前		改正後	
別表第1（第2条関係）組合を組織する地方公共団体		別表第1（第2条関係）組合を組織する地方公共団体	
支庁名	市町村・一部事務組合及び広域連合	支庁名	市町村・一部事務組合及び広域連合
(略)	(略)	(略)	(略)
檜山振興局 (11)	(略) 檜山広域行政組合、 <b>江差町ほか2町学校給食組合</b> 、北部桧山衛生センター組合	檜山振興局 (11)	(略) 檜山広域行政組合、 <b>江差町・上ノ国町学校給食組合</b> 、北部桧山衛生センター組合
(略)	(略)	(略)	(略)
胆振総合振興局 (12)	(略) 胆振東部消防組合、 <b>西胆振消防組合</b>	胆振総合振興局 (12)	(略) 胆振東部消防組合、 <b>西胆振行政事務組合</b>
(略)	(略)	(略)	(略)
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
共同処理する業務	共同処理する団体	共同処理する業務	共同処理する団体
1 消防組織法（昭和22	(略) 胆振東部消防組合、 <b>西胆振消防組合</b> 、日高東部消防組	1 消防組織法（昭和22	(略) 胆振東部消防組合、 <b>西胆振消防事務組合</b> 、日高東部消

<p>年法律第2 26号)第2 4条第1項 の規定によ る非常勤消 防団員に係 る損害補償 に関する事 務</p> <p>2～7 (略)</p>	<p>合 (略)</p>	<p>年法律第2 26号)第2 4条第1項 の規定によ る非常勤消 防団員に係 る損害補償 に関する事 務</p> <p>2～7 (略)</p>	<p>防組合 (略)</p>
<p>8 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>8 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>9 地方公務 員災害補償 法(昭和42 年法律第1 21号)第6 9条の規定 に基づく非 常勤の職員 の公務上の 災害又は通 勤による災 害に対する 補償に関す る事務</p>	<p>(略) 檜山広域行政 組合、<b><u>江差町ほか2 町学校給食組合</u></b>、北 部檜山衛生センタ ー組合(略)胆振東部 消防組合、<b><u>西胆振消 防事務組合</u></b>、日高西 部消防組合(略)</p>	<p>9 地方公務 員災害補償 法(昭和42 年法律第1 21号)第6 9条の規定 に基づく非 常勤の職員 の公務上の 災害又は通 勤による災 害に対する 補償に関す る事務</p>	<p>(略) 檜山広域行政 組合、<b><u>江差町・上ノ 国町学校給食組合</u></b>、 北部檜山衛生センタ ー組合(略)胆振東 部消防組合、<b><u>西胆振 消防事務組合</u></b>、日高 西部消防組合(略)</p>
<p>10 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>10 (略)</p>	<p>(略)</p>

## 議案第 2 2 号関係

### 北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について

#### 1 提案の理由について

北海道町村議会議員公務災害補償等組合の構成する団体のうち、「西胆振消防組合」が火葬場に関する事務の追加による名称変更、及び「江差町ほか2町学校給食組合」を構成する3町のうち厚沢部町が平成29年7月31日付けで脱退による名称変更が生じたので、北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約別表第1の変更するものであります。

(1) 平成29年6月1日付けの名称変更

「西胆振消防組合」から「西胆振行政事務組合」

(2) 平成29年8月1日付けの名称変更

「江差町ほか2町学校給食組合」から「江差町・上ノ国町学校給食組合」

#### 2 内容について

次の新旧対照表のとおりです。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更する規約新旧対照表

改正前	改正後
別表第1 (略) 士別地方消防事務組合 <b>西胆振消防組合</b> 安平・厚真行政事務組合 (略) 桂沢水道企業団 <b>江差町ほか2町学校給食組合</b> 檜山広域行政組合 (略)	別表第1 (略) 士別地方消防事務組合 <b>西胆振行政事務組合</b> 安平・厚真行政事務組合 (略) 桂沢水道企業団 <b>江差町・上ノ国町学校給食組合</b> 檜山広域行政組合 (略)

#### 3 施行期日について

この規約は、地方自治法第286条第1項の総務大臣許可の日から施行します。

議案第23号関係

平成29年度福島町一般会計補正予算（第4号）  
（第3表 地方債補正について）

（単位：千円）

起債の目的	地補	方正額	起債額	償当率	起債区分	交付税算入率	交付税区分		摘要
							算入	算入方法	
町道福島月崎幹線整備事業債		6,300	過疎対策事業債	100%	有	70%	公債	費	事業実施による追加
							元利償還金	費	
空家対策等支援事業債		3,000	過疎対策事業債	100%	有	70%	公債	費	事業費追加による増額
							元利償還金	費	
消防庁舎改修事業債	△	20,500	一般単独事業債	75%	無				渡島西部広域事務組合での起債借入による減額
教員住宅設備改修事業債		18,700	一般単独事業債	75%	無				事業実施による追加
臨時財政対策債	△	4,527	臨時財政対策債	発行可能算定額による	有	100%	公債	費	発行可能算定額確定による減額
							元利償還金	費	

■議案第23号関係 平成29年度一般会計補正予算(第4号) 事務事業別説明資料

課名 総務課

2 款：総務費 議案 ページ	総務費	1 目：一般管理費				財源内訳	説明(事業の目的・主な増減等)
		新 継	事務・事業 算名	予 算 額	補正額		
			36,915	272	37,187	272 一般財源	【事業目的】 行政組織及び全般的な事務管理を行い、安定的な行政運営を図る。 【主な増減】 旅費250(普通旅費)、負担金・補助及び交付金22(北海道非常勤職員公務災害補償組合負担金) 【事業内容等】 自治体70周年記念式典等出席による旅費及びいじめ問題対策連絡協議委員会外公務災害負担金の増 【事業目的】 条例に基づく委員会の適切な運営 【主な増減】 報酬25(いじめ問題調査委員会委員報酬)、旅費5(いじめ問題調査委員会委員費用弁償) 【事業内容等】 いじめ問題調査委員会設置に係る報酬及び費用弁償
46	継	一般管理費		30	282	30 一般財源	
46	継	各種委員会運営費	252				
			1,738	18	1,756	18 一般財源	【事業目的】 町村事務等の権限に属する連絡調整や地方自治の振興発展に寄与する調査研究・陳情等を共同で行う。 【主な増減】 負担金・補助及び交付金18(渡島町村会特別会計負担金) 【事業内容等】 渡島町村会特別会計負担金確定による増
46	継	渡島町村会費		200	5,209	200 一般財源	【事業目的】 研修による職員の能力向上を図り、業務や住民サービスの向上を図る。 【主な増減】 旅費200(研修旅費) 【事業内容等】 中堅職員道外研修に係る研修旅費の増
46	継	職員研修費	5,009				

(単位：千円)

課名 総務課

2 款：総務費 議案 ページ	総務費	5 目：財産管理費				財源内訳	説明(事業の目的・主な増減等)
		新 継	事務・事業 算名	予 算 額	補正額		
			6,816	27,998	34,814	27,998 一般財源	【事業目的】 町有財産(公用車両を除く)を適切に管理する。 【主な増減】 委託料198(植生及び樹木管理委託料)、公有財産購入費27,800(定住促進住宅建設用地購入費24,800、倉庫等購入費3,000) 【事業内容等】 町有地(宇吉岡)草刈業務に係る委託料の増、定住促進住宅建設用地、倉庫等に係る購入費
46	継	町有財産管理費 ※政策調書 ※図面					

(単位：千円)

■議案第23号関係 平成29年度一般会計補正予算(第4号) 事務事業別説明資料

課名 企画課

2 款：総務費 議案 ページ	1 項：総務管理費	7 目：企画費	課名		財源内訳	説明(事業の目的・主な増減等)
			企画課	企画課		
46	新 継	事務・事業予算名	補正前の額	1,410	480 一般財源	【事業目的】 重要施策の企画及び調整、国・道・市町村との調整に関する事務。 【主な増減】 負担金・補助及び交付金480(任意団体助成金) 【事業内容等】 友好市の長崎県松浦市で開催される「第32回福島ふるさと祭り(11月12日(日))」への横綱太鼓派遣に係る費用を助成するための増額。
			補正額	480		
			補正後の額	1,890		

(単位：千円)

課名 総務課

2 款：総務費 議案 ページ	1 項：総務管理費	1 4 目：電子計算費	課名		財源内訳	説明(事業の目的・主な増減)
			総務課	総務課		
46	新 継	事務・事業予算名	補正前の額	1,302	672 国庫支出金 1,495 一般財源	【事業目的】 番号法による個人番号の利用開始に向け、同一人の情報であることを確認するための付番、情報連携、本人確認の仕組みの構築を全自治体等が国の政策で実施する。 【主な増減】 委託料2,167(厚生労働省所管社会保障・番号制度システム整備委託料) 【事業内容等】 番号制度に伴う、福祉系の3業務(障害者福祉・国民健康保険・介護保険)システムに係る整備委託料
			補正額	2,167		
			補正後の額	3,469		

(単位：千円)

課名 総務課

2 款：総務費 議案 ページ	1 項：総務管理費	1 6 目：電子自治体推進費	課名		財源内訳	説明(事業の目的・主な増減)
			総務課	総務課		
47	新 継	事務・事業予算名	補正前の額	1,232	227 一般財源	【事業目的】 住民生活に必要な行政情報の提供、申請・届出等の電子化など国等と連携した行政システムを提供する。 【主な増減】 役務費227(各種設定変更手数料) 【事業内容等】 LGWAN側の自動Windows Updateシステム設定変更(作業に係る変更手数料)
			補正額	227		
			補正後の額	1,459		

(単位：千円)

■議案第23号関係 平成29年度一般会計補正予算(第4号) 事務事業別説明資料

課名 企画課

2 款：総務費	1 項：総務管理費	2 0 目：がんばる地元企業等応援事業費		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
		新 議案 ページ	継		
				41,000	【事業目的】 地元企業等の事業の継承及び確保を図り、地域の振興を促進する。
				繰入金	
				131,000	
				41,000	
				90,000	
47	がんばる地元企業等応援事業費				【事業内容等】 施設投資助成金の指定申請受付状況から、助成見込額が予算額を超過することにより増額する。 【施設投資助成金指定申請受付状況（H29.8.18現在）】 ・相談受付件数 103件 ・申請受付件数 86件 ・施設投資額 270,250,183円（うち町内経済循環分 123,094,238円） ・助成対象額 262,765,465円 ・助成見込額 99,379,800円 【外国人技能実習生受入助成金指定申請受付状況（H29.8.18現在）】 ・指定事業所数 4事業所（30名） ・助成見込額 9,000,000円

(単位：千円)

課名 税務課

2 款：総務費	2 項：徴税費	2 目：賦課徴収費		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
		新 議案 ページ	継		
				1,120	【事業目的】 町税の賦課業務に関する事務
				959	
				1,120	
				2,079	
				1,120	
				一般財源	
47	賦課費				【主な増減】 償還金・利子及び割引料1,120（過誤納還付金） 【事業内容等】 確定申告に伴う法人税の予定申告納付分の過誤納還付のため

(単位：千円)

課名 総務課（財政）

2 款：総務費	7 項：財政基金費	1 目：財政調整基金費		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）
		新 議案 ページ	継		
				135	【事業目的】 財政調整基金積立金（安定した財政運営を図るための基金）
				1,939	
				40,135	
				42,074	
				財産収入	
				一般財源	
48	財政調整基金費			40,000	【主な増減】 積立金40,135（繰越金40,000、利子分135） 【事業内容等】 地方財政法第7条による繰越金の積立及び利率確定に伴う運用利子の積立

(単位：千円)



■議案第23号関係 平成29年度一般会計補正予算(第4号) 事務事業別説明資料

課名 総務課(財政)

新 議案 ページ	総務費 継	7項：財政基金費 事務・事業予算名	予算額		財源内訳	説明(事業の目的・主な増減等)
			補正前の額	補正後の額		
			75	△75	0	
					△74 △1	
48	継	土地開発基金費			0	【事業目的】 土地開発基金積立金(先行して土地取得が必要な場合の基金) 【主な増減】 積立金△75 【事業内容等】 土地開発基金条例の廃止に伴う利子収入の減

(単位：千円)

課名 総務課(財政)

新 議案 ページ	総務費 継	7項：財政基金費 事務・事業予算名	予算額		財源内訳	説明(事業の目的・主な増減等)
			補正前の額	補正後の額		
			813	1	814	
					1	
48	継	花田俊勝奨学金基金費			1	【事業目的】 学校教育法に規定する大学、短期大学、専修学校に在学する福島町住民の子弟で、経済的理由により修学困難な者に対する奨学資金 【主な増減】 積立金1 【事業内容等】 利子収入の積立(利率確定による)

(単位：千円)

課名 企画課

新 議案 ページ	総務費 継	7項：財政基金費 事務・事業予算名	予算額		財源内訳	説明(事業の目的・主な増減等)
			補正前の額	補正後の額		
			1,053	1	1,054	
					1	
48	継	ふるさと応援基金費			1	【事業目的】 ふるさと応援寄付金及び利息の積立。 【主な増減】 積立金1 【事業内容等】 利子収入の積立(利率確定による)

(単位：千円)

■議案第23号関係 平成29年度一般会計補正予算(第4号) 事務事業別説明資料

課名 企画課

議案ページ	新 継	総務費	7 項：財政基金費		7 目：過疎地域自立促進特別事業基金費		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）	(単位：千円)
			事務・事業予算名	子算額	補正前の額	補正額			
48	継	過疎地域自立促進特別事業基金費		30,050	9	30,059	財産収入	【事業目的】 過疎地域自立促進特別事業を推進するため基金を造成する。 【主な増減】 積立金9 【事業内容等】 利子収入の積立（利率確定による）	

課名 総務課

議案ページ	新 継	総務費	7 項：財政基金費		8 目：公共施設維持保全基金費		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）	(単位：千円)
			事務・事業予算名	子算額	補正前の額	補正額			
48	継	公共施設維持保全基金費		234	9	243	財産収入	【事業目的】 公共施設の安定した維持保全を図るため基金を造成する。 【主な増減】 積立金9 【事業内容等】 利子収入の積立（利率確定による）	

課名 企画課

議案ページ	新 継	総務費	7 項：財政基金費		10 目：がんばる地元企業等応援基金費		財源内訳	説明（事業の目的・主な増減等）	(単位：千円)
			事務・事業予算名	子算額	補正前の額	補正額			
49	継	がんばる地元企業等応援基金費		90,001	41,059	131,060	財産収入 一般財源 41,001	【事業目的】 がんばる地元企業等応援事業を推進するため基金を造成する。 【主な増減】 積立金41,059 【事業内容等】 がんばる地元企業等応援基金（助成金分41,000千円、利息分59千円）の積立。	

■議案第23号関係 平成29年度一般会計補正予算(第4号) 事務事業別説明資料

課名 福祉課

新 議案 ページ	民生費	1 項：社会福祉費	1 目：社会福祉総務費		財源内訳	説明(事業の目的・主な増減)
			事業・事業予算名	予算額		
			補正前の額	補正額	32 国庫支出金 2,845 一般財源	
			163,527	2,877		
			補正後の額	補正後の額		
			166,404	166,404		
49	継	障害者福祉事業費				<p>【事業目的】 障がい者とその能力及び適正に応じ、自立した生活を営むことができるよう、福祉サービスに係る給付・支援を行い福祉の充実を図る。</p> <p>【主な増減】 負担金・補助及び交付金3(保険者ネットワーク負担金)、償還金利子及び割引料2,874(前年度障害者介護給付費等国庫負担金過誤納還付金2,195 外)</p> <p>【事業内容等】 障害者介護給付費国庫及び道負担等の精算による返還金 国庫 負担金受入額 77,419,500円—精算額75,225,017円=返還額2,194,483円 道費 負担金受入額 37,814,738円—精算額37,612,508円=返還額202,230円 自立支援医療費道負担金の精算による返還金 道費 負担金受入額 1,637,750円—精算額1,586,276円=返還額51,474円 地域生活支援事業補助金の精算による返還金 国庫 負担金受入額 684,000円—精算額260,000円=返還額424,000円</p>

(単位：千円)

課名 町民課

新 議案 ページ	民生費	1 項：社会福祉費	1 目：社会福祉総務費		財源内訳	説明(事業の目的・主な増減)
			事業・事業予算名	予算額		
			補正前の額	補正額	23 道支出金	
			2,757	23		
			補正後の額	補正後の額		
			2,780	2,780		
49	継	福祉委員・民営委員協議会運営費				<p>【事業目的】 福祉委員・民生委員活動の活動を支援する。</p> <p>【主な増減】 負担金・補助及び交付金 23(民生委員協議会補助金)</p> <p>【事業内容等】 北海道民生委員等関係経費負担金活動費基準額の変更に伴う増</p>

(単位：千円)

課名 福祉課

新 議案 ページ	民生費	1 項：社会福祉費	5 目：生活支援ハウス管理運営費		財源内訳	説明(事業の目的・主な増減)
			事業・事業予算名	予算額		
			補正前の額	補正額	300 一般財源	
			19,027	300		
			補正後の額	補正後の額		
			19,327	19,327		
50	継	生活支援ハウス管理運営費				<p>【事業目的】 高齢者に介護予防支援・居住・交流機能を総合的に提供し、安心して健康な生活ができるよう支援する。</p> <p>【主な増減】 需用費300(修繕費)</p> <p>【事業内容等】 非常用照明バッテリー不良による交換等により、今後の予算に不足が見込まれるため</p>

(単位：千円)

■議案第23号関係 平成29年度一般会計補正予算(第4号) 事務事業別説明資料

課名 町民課

3 款：民生費		1 項：社会福祉費		8 目：吉岡総合センター管理運営費		(単位：千円)	
議案ページ	新 継	事務・事業予算名	予 算 額		財 源 内 訳	説明 (事業の目的・主な増減)	
			補正前の額	補正額			
			7,146	494	一般財源	494	
50	継	吉岡総合センター管理運営費					【事業目的】 吉岡総合センターの円滑な管理運営に係る経費 【主な増減】 備品購入費494 (除雪機購入費) 【事業内容等】 冬期間におけるスロップ等の除雪を実施するため除雪機を1台購入。

課名 福祉課

3 款：民生費		2 項：児童福祉費		1 目：児童福祉総務費		(単位：千円)	
議案ページ	新 継	事務・事業予算名	予 算 額		財 源 内 訳	説明 (事業の目的・主な増減)	
			補正前の額	補正額			
			1,558	64	一般財源	64	【事業目的】 児童福祉法による児童発達支援 (通所サービス等) により障がいを持つ児童の発達を促す。 【主な増減】 償還金・利子及び割引料 64 (前年度障害児通所給付費等国庫負担金過誤納還付金54 外) 【事業内容等】 障害児通所給付費等国庫及びひ道負担金の精算による返還金 国庫 負担金受入額 121,000円 - 精算額67,175円 = 返還額53,825円 道費 負担金受入額 43,414円 - 精算額33,587円 = 返還額9,827円
50	継	児童発達支援費					

課名 町民課

3 款：民生費		2 項：児童福祉費		2 目：児童措置費		(単位：千円)	
議案ページ	新 継	事務・事業予算名	予 算 額		財 源 内 訳	説明 (事業の目的・主な増減)	
			補正前の額	補正額			
			38,335	2,500	一般財源	2,500	【事業目的】 児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。 【主な増減】 償還金・利子及び割引料2,500 (過年度過誤納還付金) 【事業内容等】 前年度児童手当交付金精算返還金
50	継	児童措置費					

■議案第23号関係 平成29年度一般会計補正予算(第4号) 事務事業別説明資料

課 名 町民課

4 款：衛生費	1 項：保健衛生費	4 目：火葬場費	予 算		財 源 内 訳	説 明 (事業の目的・主な増減)
			補正前の額	補正後の額		
議案 ページ	新 継	事務・事業予算名	4,907	△ 2,357 2,550	収入 △ 344 一般財源 △ 2,013	(単位：千円)
51	継	火葬場費				【事業目的】 火葬場を適切に管理運営する。 【主な増減】 共済費 △733 (社会保険料△676、労働保険料△31、雇用保険料△26) 賃金 △1,624 (臨時職員賃金) 【事業内容等】 管理を正職員1名と火葬作業補助員1名への変更したことに伴う減。

課 名 福祉課

4 款：衛生費	1 項：保健衛生費	5 目：医療対策費	予 算		財 源 内 訳	説 明 (事業の目的・主な増減)
			補正前の額	補正後の額		
議案 ページ	新 継	事務・事業予算名	2,564	23 2,587	収入 23	(単位：千円)
51	継	医療対策費				【事業目的】 子ども医療費に係る福祉医療システムの管理及び日曜当番医制等による町民の健康保持と福祉の増進を図る。 【主な増減】 償還金・利子及び割引料 23 (前年度母子保健衛生費等国庫負担金過誤納還付金) 【事業内容等】 母子保健衛生費等国庫負担金の精算による返還金 国庫 負担金受入額 98,647円ー精算額76,532円＝返還額22,115円

課 名 福祉課

4 款：衛生費	1 項：保健衛生費	9 目：温泉健康保養センター管理運営費	予 算		財 源 内 訳	説 明 (事業の目的・主な増減)
			補正前の額	補正後の額		
議案 ページ	新 継	事務・事業予算名	41,248	630 41,878	収入 630	(単位：千円)
51	継	温泉健康保養センター管理運営費				【事業目的】 町民の心身の保養と健康を増進し、活力に満ちた地域社会の振興を図る。 【主な増減】 需用費580 (修繕費)、備品購入費50 (管理用備品購入費) 【事業内容等】 浴室洗い場照明破損による取替、館内放送用マイク破損による購入等により、今後の予算に不足が見込まれるため

■議案第23号関係 平成29年度一般会計補正予算(第4号) 事務事業別説明資料

課名 総務課(財政)

4 款：衛生費	新 議案 ページ	衛生費	2 項：清掃費	2 目：広域事務組合費			財源内訳	説明(事業の目的・主な増減)	(単位：千円)
				事務・事業予算名	算額	子算額			
				補正前の額	補正額	補正後の額	14,196		
				117,499	14,196	131,695	一般財源	14,196	
	52	継	広域事務組合費						【事業目的】 渡島西部広域事務組合衛生部門負担金(し尿浄化槽汚泥等や不燃ごみ等の処理等) 【主な増減】 負担金補助及び交付金14,196(渡島西部広域事務組合負担金(衛生部門)) 【事業内容等】 按分率変更及び地方交付税確定による負担金の増

課名 産業課(商工観光)

7 款：商工費	新 議案 ページ	商工費	1 項：商工費	3 目：観光費			財源内訳	説明(事業の目的・主な増減等)	(単位：千円)
				事務・事業予算名	子算額	補正後の額			
				補正前の額	補正額	補正後の額	284		
				10,472	284	10,756	一般財源	284	
	52	継	地域おこし協力隊 事業費						【事業目的】 都市圏からの意欲のある人材を誘致し、その定住・定着を図ること、都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図る。 【主な増減】 旅費284(研修旅費) 【事業内容等】 地域フード塾受講に係る旅費の追加

課名 建設課

8 款：土木費	新 議案 ページ	土木費	2 項：道路橋梁費	4 目：道路新設改良費			財源内訳	説明(事業の目的・主な増減)	(単位：千円)
				事務・事業予算名	子算額	補正後の額			
				補正前の額	補正額	補正後の額	6,300		
				0	7,100	7,100	地方債 一般財源	6,300 800	
	52	新	町道福島月崎幹線整備 事業費 ※政策調書 P44						【事業目的】 背向屈折状となっている箇所を解消し、交通の安全確保を図る。 【主な増減】 委託料7,100(町道福島月崎幹線整備家屋補償調査業務委託料2,400、町道福島月崎幹線整備工事測量設計業務委託料4,700) 【事業内容等】 福島町字月崎地内 ・事業箇所 補償調査委託、測量設計委託 ・事業内容 補償調査委託、測量設計委託 ・施工方法 請負施工とする。

■議案第23号関係 平成29年度一般会計補正予算(第4号) 事務事業別説明資料

課名 建設課

新 議案 ページ	8 款：土木費	2 項：道路橋梁費	4 目：道路新設改良費	算 額			財 源 内 訳	説 明 (事業の目的・主な増減)
				補正前の額	補正額	補正後の額		
				0	2,300	2,300	一般財源	
								【事業目的】 狭隘な歩道部を拡幅し、児童生徒の通学の安全を図る。
53	新	町道公営住宅線歩道拡幅事業費						【主な増減】 委託料2,300 (町道公営住宅線歩道拡幅工事測量設計業務委託料)
		※政策調書 P46						【事業内容等】 ・事業箇所 福島町字月崎地内 ・事業内容 測量設計委託 ・施工方法 請負施工とする。

(単位：千円)

課名 建設課

新 議案 ページ	8 款：土木費	4 項：都市計画費	3 目：住環境整備事業費	子 算 額			財 源 内 訳	説 明 (事業の目的・主な増減)
				補正前の額	補正額	補正後の額		
				15,246	3,000	18,246	地方債	
								【事業目的】 適正に空家を管理し、安全・安心な住みよいまちづくりをする。
53	継	空家等対策支援事業費						【主な増減】 負担金・補助及び交付金3,000 (空家等除却補助金)
								【事業内容等】 新規申込者に対応する増 (除却補助金 600千円×5件) (8月24日現在 予算 25件中、申込 24件)

(単位：千円)

課名 建設課

新 議案 ページ	8 款：土木費	5 項：住宅費	1 目：住宅管理費	子 算 額			財 源 内 訳	説 明 (事業の目的・主な増減)
				補正前の額	補正額	補正後の額		
				3,855	1,500	5,355	一般財源	
								【事業目的】 町営住宅を適切に維持補修する。
53	継	町営住宅整備事業費						【主な増減】 需用費1,500 (町営住宅小破修繕費)
								【事業内容等】 町営住宅の維持管理に必要な修繕費の増

(単位：千円)

■議案第23号関係 平成29年度一般会計補正予算(第4号) 事務事業別説明資料

課名 総務課(財政)

新 議案 ページ	9 款：消防費	1 項：消防費	2 目：広域事務組合費			財 源 内 訳	説明(事業の目的・主な増減)	(単位：千円)
			新 継	事業・事業予算名	予 算 額			
			221,064	△ 19,897	201,167	地方債 一般財源	渡島西部広域事務組合消防部門負担金(火災、自然災害等消防及び病気、ケガ等の救急の業務)	
54	継	広域事務組合費					【主な増減】 負担金補助及び交付金△19,897(渡島西部広域事務組合負担金(消防部門)) 按分率変更及び共済比率確定等による負担金の増 渡島西部広域事務組合での起債借入による負担金の減(消防庁舎改修事業債△20,500)	

課名 教育委員会事務局(学校教育)

新 議案 ページ	10 款：教育費	1 項：教育総務費	1 目：教育委員会費			財 源 内 訳	説明(事業の目的・主な増減)	(単位：千円)
			新 継	事業・事業予算名	予 算 額			
			2,171	78	2,249	一般財源	【事業目的】 教育行政を一体的に推進する執行機関である教育委員会を適切に運営する。	
54	継	教育委員会費					【主な増減】 報酬65(いじめ問題対策連絡協議会委員報酬 外) 旅費13(いじめ問題対策連絡協議会委員費用弁償 外) 【事業内容等】 ・いじめ問題対策連絡協議会委員報酬 40千円(5千円×8人×1回) ・いじめ防止等対策推進委員会委員報酬 25千円(5千円×5人×1回) ・いじめ問題対策連絡協議会委員費用弁償 8千円(1千円×8人×1回) ・いじめ防止等対策推進委員会委員費用弁償 5千円(1千円×5人×1回)	

課名 教育委員会事務局(学校教育)

新 議案 ページ	10 款：教育費	1 項：教育総務費	4 目：教員住宅管理費			財 源 内 訳	説明(事業の目的・主な増減)	(単位：千円)
			新 継	事業・事業予算名	予 算 額			
			2,000	25,000	27,000	地方債 一般財源	【事業目的】 教員住宅を適切に維持管理する。	
55	継	教員住宅整備事業費					【主な増減】 工事請負費25,000(教員住宅整備改修工事費) 【事業内容等】 ・工事名 教職員住宅(平成2年度建設棟)設備改修工事 ・工事箇所 福島町字三岳 ・工事内容 教職員住宅平成2年度建設棟(1棟4戸)への浄化槽設置・浴室のユニットバス化等 ・施工方法 請負施工とする。	



■議案第23号関係 平成29年度一般会計補正予算(第4号) 事務事業別説明資料

課名 教育委員会事務局(学校教育)

10款：教育費		2項：小学校費		1目：学校管理費		課名		教育委員会事務局(学校教育)		(単位：千円)
新 継	事業・事業予算名	予算額		財源内訳	説明(事業の目的・主な増減)	財源内訳	説明(事業の目的・主な増減)	(単位：千円)		
		補正前の額	補正額						補正後の額	
		20,024	494	20,518	一般財源	494	【事業目的】 学校教育法に基づく教育振興及び校舎等の維持管理を適切に執行する。			
55	学校管理費						【主な増減】 備品購入費494千円(除雪機購入費)			
		2,000	800	2,800	一般財源	800	【事業目的】 学校教育法に基づく教育振興及び校舎等の維持管理を適切に執行する。			
55	各学校校舎営繕 事業費						【主な増減】 需用費800(修繕費)			
							【事業内容等】 福島小学校トイレラッシュバルブ交換等に係る修繕費の追加。			

課名 教育委員会事務局(学校教育)

10款：教育費		3項：中学校費		1目：学校管理費		課名		教育委員会事務局(学校教育)		(単位：千円)
新 継	事業・事業予算名	予算額		財源内訳	説明(事業の目的・主な増減)	財源内訳	説明(事業の目的・主な増減)	(単位：千円)		
		補正前の額	補正額						補正後の額	
		1,000	500	1,500	一般財源	500	【事業目的】 校舎等の修繕を適切に執行する。			
56	各学校校舎営繕 事業費						【主な増減】 需用費500(修繕費)			
							【事業内容等】 中学校体育館防煙窓修繕等に係る修繕費の追加。			

■議案第23号関係 平成29年度一般会計補正予算(第4号) 事務事業別説明資料

課名 教育委員会事務局(生涯学習)

議案ページ	新 継	事務・事業 予算名	予算額		財源内訳	説明(事業の目的・主な増減等)
			補正前の額	補正後の額		
			6,206	335	335 一般財源	
56	継	ファミリースポーツ公園管理費				<p>【事業目的】 社会体育の一環としてパークゴルフの場を提供する。</p> <p>【主な増減】 需用費335(修繕費)</p> <p>【事業内容等】 芝刈機等収納庫の屋根腐食修繕に係る修繕費の追加</p>

(単位:千円)

課名 総務課(財政)

議案ページ	新 継	事務・事業 予算名	予算額		財源内訳	説明(事業の目的・主な増減等)
			補正前の額	補正後の額		
			204,252	△122	△122 一般財源	
56	継	繰出金				<p>【事業目的】 各特別会計への一般会計負担分</p> <p>【主な増減】 繰出金△122(国保会計170、介護会計△292)</p> <p>【事業内容等】 国民健康保険特別会計への事務費繰出金の増額(国保総合システム等業務端末の購入による増) 介護保険特別会計への事務費繰出金の減額(共済費負担金率変更による減)</p>

(単位:千円)

課名 総務課

議案ページ	新 継	事務・事業 予算名	予算額		財源内訳	説明(事業の目的・主な増減等)
			補正前の額	補正後の額		
			594,033	△7,196	△7,196 一般財源	
57	継	職員給与費				<p>【事業目的】 特別職及び正職員の給与等の適切な支給事務</p> <p>【主な増減】 給料△4,537(一般職給)、職員手当等△2,777(扶養手当等△527 外) 共済費118(共済組合負担金1,705、退職手当組合負担金△2,325 外) ※詳細については、給与費明細書を参照</p> <p>【事業内容等】 職員の人事異動及び共済負担金率の変更による増減</p>

(単位:千円)

政策等調書・総合計画事業進行管理表  
(新規事業 4件)

平成29年度 政策等調書・総合計画事業進行管理表

(1/2)

所属	企画課		整理番号	5-01-53-025	
事業計画名	定住促進住宅整備事業				
分野	生活環境・定住対策の分野	総合計画登載の有無	有		
まちづくり項目	住宅	根拠法令等			
現状の認識	子育て世帯等、若者の定住を促進するため、H28年度に町内の建築業に携わる若者や、子育て中の若者等の意見を反映した「福島町定住促進住宅整備計画」を策定した。本計画の具現化により、定住・移住を促進する必要がある。				
政策等の発生源 (対象・意図)	対象 (誰を・何を)	子育て世帯等の若者			
	意図 (めざすべき姿)	安心して生活できる環境の整備により、若者等の定住・移住を促進する。			
意図の実現に向けた課題	財源の確保				
事業主体	町	会計区分	一般会計	実施期間	H29 ~ H31
実施方法	直営	継続区分	後計画へ継続	投資区分	ハード
補助/単独	単独	補助名			
起債区分	無	起債名			

事業立案に向けた検討項目					
事業計画	H29 用地購入 以後の事業については平成29年度ローリングで計画登載 (H30 造成工事、H31~H32 住宅建設 (各年5戸、計10戸))				
年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	展望計画(H32~H35)
計画額	0	25,000	0	0	0
財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0
	道支出金	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
	一般財源	0	25,000	0	0
特記事項					
検討した他の政策等の内容	公営住宅の建替えにあわせ、新たな公営住宅と同じエリアに若者向けの町有住宅の建設が可能か検討した。				
他の自治体の類似する政策等の比較検討	過疎地域等自立活性化推進交付金を活用している伊達市 (大滝区) を視察し参考とした。				
将来にわたる政策等のコスト	予算額	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
		0	0	0	0
事業の実施方法の比較検討	若者向け定住促進住宅を確保するため、公営住宅建替え戸数の調整を行った。				

活動指標名と各年度の目標及び実績

活動指標 1	【活動指標名】 整備箇所・戸数 (単位: 箇所、戸)				
説明	定住促進住宅整備箇所数及び戸数				
目標設定の考え方	定住促進住宅整備用地の購入・造成 (H29~H30)、定住促進住宅の整備 (H31) により若者				
	基準値 (H27年度)	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
目標値 (a)			1	1	5
実績値 (b)			0	0	0
達成率 (b/a) %			0.00	0.00	0.00

## 活動指標名と各年度の目標及び実績

活動指標 2	【活動指標名】				
説明					
目標設定の考え方					
	基準値 (H27年度)	H 2 8 年度	H 2 9 年度	H 3 0 年度	H 3 1 年度
目標値 (a)					
実績値 (b)					
達成率 (b/a) %					

## 事業費の計画額と実績額

事業名		定住促進住宅整備事業				展望計画 H 3 2 ~ H 3 5
年度	項目	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	平成 3 1 年度	
当初	事業内容					
	事業費	0	0	0	0	0
	国庫支出金	0	0	0	0	0
	道支出金	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	0	0	0	0	0
H29 ローリ ング	事業内容		用地購入			判定内容
	事業費	0	25,000	0	0	60点 / 75点 (80.0%)
	国庫支出金	0	0	0	0	更新年月日
	道支出金	0	0	0	0	H.29/8/29
	地方債	0	0	0	0	ローリング変更
	その他	0	0	0	0	有
	一般財源	0	25,000	0	0	
	変更理由	新規事業登載				
実績	事業内容					
	事業費	0	0	0	0	
	国庫支出金	0	0	0	0	
	道支出金	0	0	0	0	
	地方債	0	0	0	0	更新年月日
	その他	0	0	0	0	/ /
	一般財源	0	0	0	0	

## 実施検証

年度	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
実施内容				
進捗・効果				
今後の課題				

## 前期 4 カ年の総括

進み具合		実施方法等 の妥当性	
効果		予算の妥当性	
今後の課題			

平成29年度 政策等調書・総合計画事業進行管理表

(1/2)

所属	総務課(総務)		整理番号	5-01-52-011	
事業計画名	町有財産管理事業				
分野	住民活動、行財政の分野	総合計画掲載の有無	有		
まちづくり項目	行政運営	根拠法令等			
現状の認識	福島町生活改善センター及び旧給食センター前車庫の老朽化が進んでおり、イベント物品やタイヤショベルの新たな保管場所の確保が必要となっている				
政策等の発生源 (対象・意図)	対象 (誰を・何を)	イベント物品保管倉庫兼車庫用建物			
	意図 (めざすべき姿)	イベント物品を保管している福島町生活改善センター及びタイヤショベルを保管している旧給食センター前の車庫を必要最小限の修繕により活用してきたが、老朽化が進んでいるため、新たに倉庫兼車庫を購入し物品の世帯車両を適切に維持管理する。			
意図の実現に向けた課題	建物の購入に係る課題は想定していないが、福島町生活改善センター及び旧給食センター前車庫の今後の活用を見据えた維持管理の考え方の整理が必要				
事業主体	町	会計区分	一般会計	実施期間	H29 ~ H29
実施方法	直営	継続区分	本計画内のみ	投資区分	ハード
補助/単独	単独	補助名			
起債区分	無	起債名			

事業立案に向けた検討項目						
事業計画	H29 イベント物品保管倉庫兼車庫建物の購入 A = 312.48m <sup>2</sup>					
年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	展望計画(H32~H35)	
計画額	0	3,000	0	0	0	
財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	
	道支出金	0	0	0	0	
	地方債	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	
	一般財源	0	3,000	0	0	0
特記事項						
検討した他の政策等の内容	現施設の改修もしくは新築と、新たに購入する場合の比較検討。					
他の自治体の類似する政策等の比較検討	特に無し					
将来にわたる政策等のコスト	予算額	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	
		0	0	0	0	
事業の実施方法の比較検討	特に無し					

活動指標名と各年度の目標及び実績

活動指標 1	【活動指標名】 イベント物品等管理施設数(単位:施設)				
説明	改善センター及び車庫に保管している物品の一括管理及びタイヤショベル等の保管施設数				
目標設定の考え方	イベント物品及び車両の適切な管理				
	基準値 (H27年度)	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
目標値(a)			1		
実績値(b)			0		
達成率(b/a)%			0.00		

活動指標 2	【活動指標名】				
説明					
目標設定の考え方					
	基準値 (H27年度)	H 2 8 年度	H 2 9 年度	H 3 0 年度	H 3 1 年度
目標値 (a)					
実績値 (b)					
達成率 (b/a) %					

事業費の計画額と実績額

事業名		町有財産管理事業				展望計画
年度	項目	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	平成 3 1 年度	H 3 2 ~ H 3 5
当初	事業内容					
	事業費	0	0	0	0	0
	国庫支出金	0	0	0	0	0
	道支出金	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	0	0	0	0	0
H29 ローリ ング	事業内容		倉庫購入			判定内容
	事業費	0	3,000	0	0	50点 / 75点 (66.7%)
	国庫支出金	0	0	0	0	更新年月日
	道支出金	0	0	0	0	H.29/8/28
	地方債	0	0	0	0	ローリング変更
	その他	0	0	0	0	有
	一般財源	0	3,000	0	0	
変更理由	新規事業登載					
実績	事業内容					
	事業費	0	0	0	0	
	国庫支出金	0	0	0	0	
	道支出金	0	0	0	0	
	地方債	0	0	0	0	更新年月日
	その他	0	0	0	0	/ /
	一般財源	0	0	0	0	

実施検証

年度	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
実施内容				
進捗・効果				
今後の課題				

前期 4 カ年の総括

進み具合		実施方法等の 妥当性	
効果		予算の妥当性	
今後の課題			

平成29年度 政策等調書・総合計画事業進行管理表

(1/2)

所属	建設課		整理番号	5-01-61-040	
事業計画名	町道福島月崎幹線整備事業				
分野	生活環境・定住対策の分野	総合計画掲載の有無	有		
まちづくり項目	道路網	根拠法令等	道路法、都市計画法		
現状の認識	当路線は街路事業により整備した幹線であるが、公営住宅線との交差点部分が背向屈折状となっており交通安全上危険な状態である。				
政策等の発生源 (対象・意図)	対象 (誰を・何を)	町道福島月崎幹線			
	意図 (めざすべき姿)	背向屈折状となって箇所を改善し、交通の利便性向上と交通の安全確保を図る。			
意図の実現に向けた課題	地権者との交渉を適切に進める必要がある。				
事業主体	町	会計区分	一般会計	実施期間	H29 ~ H30
実施方法	直営	継続区分	本計画内のみ	投資区分	ハード
補助/単独	補助	補助名			
起債区分	有	起債名	過疎対策事業債		

事業立案に向けた検討項目						
事業計画	H29 測量設計、物件調査 H30 用地等補償、本工事 L=103m W=16m・7m					
年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	展望計画(H32~H35)	
計画額	0	7,100	131,800	0	0	
財源内訳	国庫支出金	0	0	23,300	0	0
	道支出金	0	0	0	0	0
	地方債	0	6,300	91,200	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	0	800	17,300	0	0
特記事項						
検討した他の政策等の内容	特になし					
他の自治体の類似する政策等の比較検討	特に比較していない					
将来にわたる政策等のコスト	予算額	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	
		0	0	0	0	
事業の実施方法の比較検討	指名競争入札による					

活動指標名と各年度の目標及び実績

活動指標 1	【活動指標名】 事業実施件数				
説明	各事業件数				
目標設定の考え方	主となる道路工事と、その前段となる各事業を実施することにより最終的な事業目標を達成する。				
	基準値 (H27年度)	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
目標値(a)			2	2	
実績値(b)			0	0	
達成率(b/a)%			0.00	0.00	



## 活動指標名と各年度の目標及び実績

活動指標 2	【活動指標名】				
説明					
目標設定の考え方					
	基準値 (H27年度)	H 2 8 年度	H 2 9 年度	H 3 0 年度	H 3 1 年度
目標値 (a)					
実績値 (b)					
達成率 (b/a) %					

## 事業費の計画額と実績額

事業名		町道福島月崎幹線整備事業				展望計画
年度	項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	H32～H35
当初	事業内容					
	事業費	0	0	0	0	0
	国庫支出金	0	0	0	0	0
	道支出金	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	0	0	0	0	0
H29 ローリ ング	事業内容		測量設計 物件調査	用地等補償費 本工事 L = 103m W = 16m・7m		判定内容
	事業費	0	7,100	131,800	0	65点 / 75点 (86.7%)
	国庫支出金	0	0	23,300	0	更新年月日
	道支出金	0	0	0	0	H.29/8/28
	地方債	0	6,300	91,200	0	ローリング変更
	その他	0	0	0	0	有
	一般財源	0	800	17,300	0	
	変更理由	地権者から事業協力の意思が確認できたため。				
実績	事業内容					
	事業費	0	0	0	0	
	国庫支出金	0	0	0	0	
	道支出金	0	0	0	0	
	地方債	0	0	0	0	更新年月日
	その他	0	0	0	0	/ /
	一般財源	0	0	0	0	

## 実施検証

年度	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
実施内容				
進捗・効果				
今後の課題				

## 前期 4 年の総括

進み具合		実施方法等 の妥当性	
効果		予算の妥当性	
今後の課題			

平成29年度 政策等調書・総合計画事業進行管理表

(1/2)

所属	建設課		整理番号	5-01-61-041	
事業計画名	町道公営住宅線歩道拡幅事業				
分野	生活環境・定住対策の分野	総合計画掲載の有無	有		
まちづくり項目	道路網	根拠法令等	道路法		
現状の認識	当路線は、児童・生徒の通学路となっているが、歩道が狭隘で危険な状態である。				
政策等の発生源 (対象・意図)	対象 (誰を・何を)	町道公営住宅線			
	意図 (めざすべき姿)	狭隘で危険な状態にある旧給食センターから福島小学校までの間の歩道を拡幅し、児童・生徒の通学の安全を確保する。			
意図の実現に向けた課題	工事期間中の通学の安全を確保する必要がある。				
事業主体	町	会計区分	一般会計	実施期間	H29 ~ H31
実施方法	直営	継続区分	本計画内のみ	投資区分	ハード
補助/単独	補助	補助名			
起債区分	有	起債名	過疎対策事業債		

事業立案に向けた検討項目						
事業計画	H29 測量設計、H30 本工事 L=166m、H31 本工事 L=153m					
年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	展望計画(H32~H35)	
計画額	0	2,300	25,300	23,300	0	
財源内訳	国庫支出金	0	0	4,500	4,100	0
	道支出金	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	18,600	17,100	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	0	2,300	2,200	2,100	0
特記事項						
検討した他の政策等の内容	特になし					
他の自治体の類似する政策等の比較検討	特に比較していない					
将来にわたる政策等のコスト	予算額	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	
		0	0	0	0	
事業の実施方法の比較検討	指名競争入札による					

活動指標名と各年度の目標及び実績

活動指標 1	【活動指標名】 事業実施件数				
説明	各事業件数				
目標設定の考え方	前段の測量設計と、主となる道路工事を実施することにより最終的な事業目標を達成する。				
	基準値 (H27年度)	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
目標値(a)			1	1	1
実績値(b)			0	0	0
達成率(b/a)%			0.00	0.00	0.00

## 活動指標名と各年度の目標及び実績

活動指標 2	【活動指標名】				
説明					
目標設定の考え方					
	基準値 (H27年度)	H 2 8 年度	H 2 9 年度	H 3 0 年度	H 3 1 年度
目標値 (a)					
実績値 (b)					
達成率 (b/a) %					

## 事業費の計画額と実績額

事業名		町道公営住宅線歩道拡幅事業				展望計画 H 3 2 ~ H 3 5
年度	項目	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	平成 3 1 年度	
当初	事業内容					
	事業費	0	0	0	0	0
	国庫支出金	0	0	0	0	0
	道支出金	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	0	0	0	0	0
H29 ローリ ング	事業内容		測量設計	本工事 L = 166m	本工事 L=153m	判定内容
	事業費	0	2,300	25,300	23,300	65点 / 75点 (86.7%)
	国庫支出金	0	0	4,500	4,100	更新年月日
	道支出金	0	0	0	0	H.29/8/28
	地方債	0	0	18,600	17,100	ローリング変更
	その他	0	0	0	0	有
	一般財源	0	2,300	2,200	2,100	
	変更理由	関係性の深い町道福島月崎幹線外整備事業の実施時期に合わせる為				
実績	事業内容					
	事業費	0	0	0	0	
	国庫支出金	0	0	0	0	
	道支出金	0	0	0	0	
	地方債	0	0	0	0	更新年月日
	その他	0	0	0	0	/ /
	一般財源	0	0	0	0	

## 実施検証

年度	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
実施内容				
進捗・効果				
今後の課題				

## 前期 4 年の総括

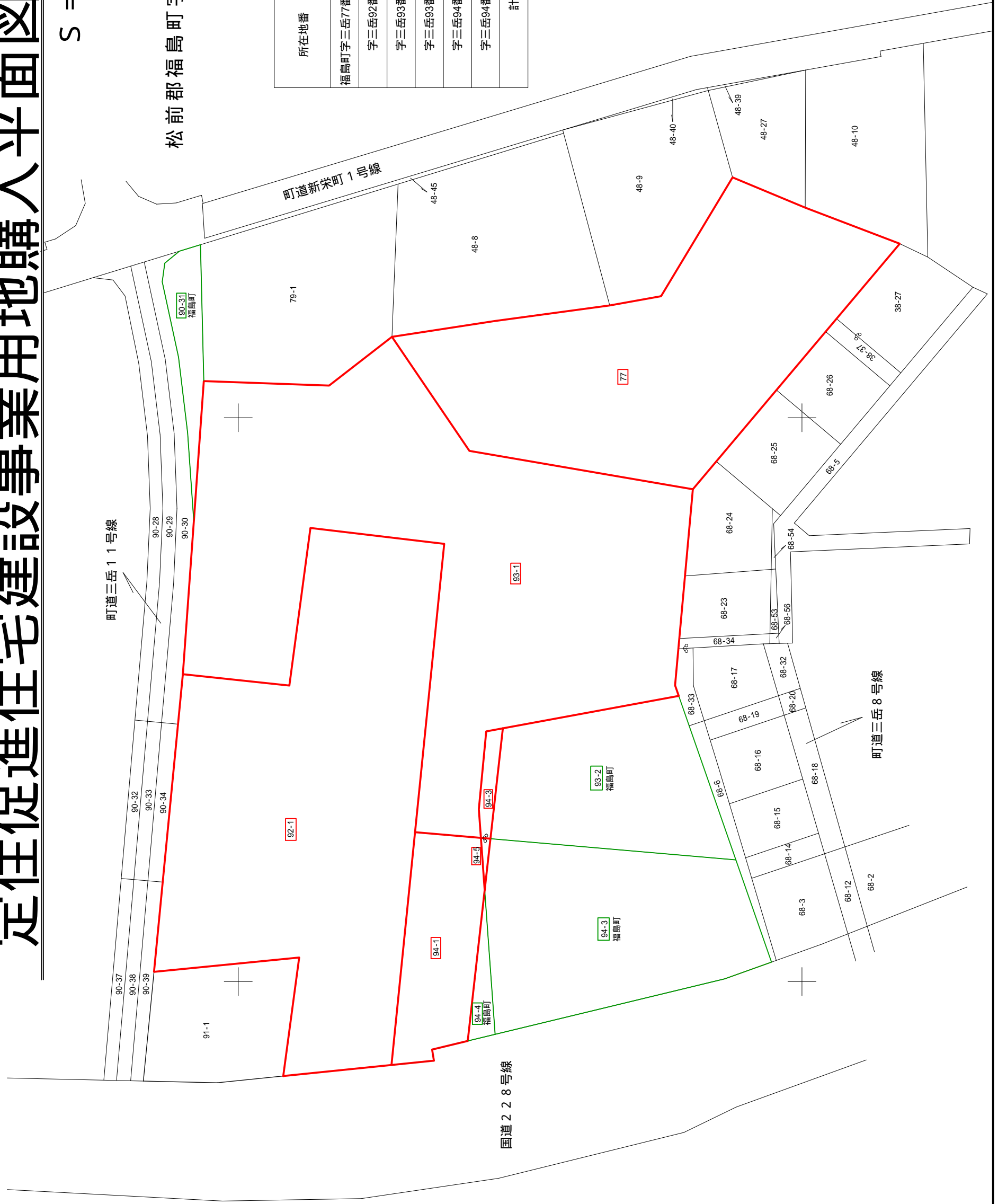
進み具合		実施方法等の 妥当性	
効果		予算の妥当性	
今後の課題			

# 定住促進住宅建設事業用地購入平面図

S = F r e e



松前郡福島町字三岳



所在地番	地目		数量 (㎡)	数量 (㎡)
	公野	現況	公募 (A)	実測 (B)
福島町字三岳77番	原野	原野	1,183.00	2,272.90
字三岳92番1	"	"	807.00	3,429.00
字三岳93番1	"	"	3,970.00	3,665.00
字三岳93番3	"	"	51.00	51.00
字三岳94番1	田	"	416.00	522.00
字三岳94番5	原野	"	7.44	9.21
計			6,434.44	9,949.11

## 議案第 28 号関係

### 新平和橋架替（その 2）工事請負契約の議決更正について

#### 1 議決更正する理由について

現在、建設中の新平和橋については平成 28 年度・平成 29 年度の 2 カ年での施工を行っておりますが、橋梁に添架する水道管の設計が終了し、それに伴う地覆部と高覧の設置箇所が決定しましたので、地覆部及び高覧を追加するための設計変更に伴い、工事費に変更が生じたため、平成 29 年 3 月 17 日議決（議案第 77 号）の工事請負契約の内容を更正するものです。

#### 2 変更内容について

区分	変更前	変更後
工 事 名	新平和橋架替(その2)工事	左に同じ
工 事 箇 所	福島町字吉岡外	左に同じ
工 事 概 要	下部工撤去 1基 下部工設置 1基 上部工 一式	左に同じ  <b>※変更分</b> <b>上部工に地覆部と高覧の追加</b>
工 期	平成29年3月21日から 平成29年9月20日まで	平成29年3月21日から <b>平成29年11月30日まで</b>
請負代金額	117,180,000 円	<b>120,236,400 円</b> (3,056,400 円の増)
受 注 者	松前郡福島町字三岳 73 番地の 1 中塚・安岡特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社中塚建設 代表取締役 中塚徹朗	左に同じ